

※注意事項

- ・規定第3条（4）において、試合や行事等で講堂兼体育館を利用する場合は、利用申請できる体育会団体と交渉し、内諾を得た上で1ヶ月前までに申請書類を提出すること。
- ・体育会クラブ活動における使用に関して変更を希望する場合は、体育会本部へ要望書を提出すること。申請書受理後、体育会本部、スポーツ・健康科学教育研究センター、学生生活支援センターと共に、申請内容を検討します。

2. 六甲アイランド総合体育館・岡本キャンパス講堂兼体育館利用について

岡本キャンパスの講堂兼体育館と六甲アイランド総合体育施設は、普段の練習だけでなく、他大学との練習試合や高校生との合同練習にも使用できます。ただし、他大学と練習試合をする場合や、高校生と一緒に練習する場合は、書類を提出して許可を得なければ使用することができません。

(1) 月間予定表の提出について

体育会各団体は体育会本部の指示に従い、月間予定表を体育会本部に提出してください。

学生の課外活動における使用は、体育会本部においてあらかじめ選考し、学生生活支援センター所長およびスポーツ・健康科学教育研究センター所長が承認した団体に限ります。

体育会本部は、各団体からの申請を取りまとめ、毎月25日までに学生生活支援センターに月間予定表を提出してください。

〈 施設予定表作成フロー 〉

